

令和6年12月第12回 真庭市農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和6年12月10日(火)

午前10時00分から午前10時55分

2. 開催場所 本庁舎 2階 会議室

3. 出席委員 (43人)

会 長 19番 矢谷光生

職務代理 18番 石原誉男

農業委員 1番 山懸将伸 3番 妹尾宗夫 4番 池田 実 5番 太田 明

6番 池田和道 7番 沼本通明 8番 樋口昌子 9番 入澤靖昭

10番 柴田博行 12番 中山克己 13番 武村一夫 14番 吉岡 靖

15番 後藤 勤 16番 福島康夫 17番 池本 彰

推進委員 20番 平 義男 21番 梶原啓二 22番 西谷玲子 23番 中嶋久志

24番 井手宏治 25番 築澤安彦 26番 松下 功 27番 上田房次郎

28番 太安隆文 29番 白石壽平 30番 根本 章 31番 田中秀樹

32番 長尾 修 33番 二宗貴志 34番 高谷明弘 35番 植田浩史

36番 浅田光明 38番 各務和裕 39番 東郷朝夫 40番 山中正義

41番 池田久美子 42番 二若正次 43番 高見寛二 44番 佐子ゆかり

45番 筒井一行 46番 清水 晃

4. 欠席委員 (3人)

農業委員 2番 岡田耕平 11番 松本正幸

推進委員 37番 戸田典宏

5. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 議案第54号 農地法第3条の規定による許可申請書の審議について

日程第3 議案第55号 農地法第5条の規定による許可申請書の審議について

日程第4 議案第56号 基盤強化法第19条の規定による農用地利用集積計画の決定について

日程第5 議案第57号 農地中間管理事業法第19条の2の規定による農用地利用集積計画の決定について

日程第6 報告第24号 農地法第3条の規定による許可に係る権利移転の取り止めについて

日程第7 報告第25号 農地法第18条第6項の規定による農地の貸借の合意解約について

その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 芦川 徹 事務局次長 美甘真弓 主幹 柴田正人 主事 岡村侑磨
福田有子

7. 会議の概要

(午前10時00分 開会)

事務局長 それでは、改めて皆さんおはようございます。

ただいまから令和6年12月総会を開会いたします。

それでは、会長ご挨拶よろしく願いいたします。

会 長 皆さんおはようございます。ご苦労さまです。

12月に入りまして、今年もあと20日余りというところでございます。何かとご多忙中のところ、出席いただきまして大変ありがとうございます。

12月になってかなり冷え込んでまいりまして、冬がやってきたなという感じがしております。昨日は蒜山のほうで事故が起こったということでございまして、雪の影響が大分あるんじゃないかというふうに思います。この冬、安全に暮らせますように気をつけていただきたいというふうに思います。

11月27日と28日の2日間、18番委員さんとそれから伊藤課長と私と3人で東京のほうの会議に出席してまいりました。27日は農業者の年金加入推進セミナーということで会が行われました。そうして、28日には毎年行われております全国農業委員会会長代表者集会ということでありました。今年は全国の農業会議所ができてから70周年ということでございまして、この記念大会、記念講演等も行われたところでございます。現在、農業関係は非常に厳しい年が続いておりますけど、来年4月から食料・農業・農村基本計画というところで今大変忙しくされているところというふうに思います。そのことに関しましてと、また来年度の農林関係の予算というところで、しっかりと国のほうに要請しなければならないということで可決、行政活動を行ってまいりました。岡山県の出席者、事務局を含めて30人余りでございましたけど、特別に28日の午前中、岡山県選出の国会議員さんと話す機会をつくっていただきました。7人、衆参の議員さん、岡山県に関係ある人がおられますけど、その人に全員出席していただきまして各市町村の農業委員会の会長と行政といいますか、今の現状を話しまして、こういう希望がありますということを話して会議を持ちました。我々中山間地域としては非常に厳しい状態が続いておりますんで、何とか農業者が安心して農業に取り組めるように、また担い手、若い人たちが特に農業に関心を持って参入していただけるような

措置を、なかなか地域では難しいですから国のほうでしっかりそういう対策を進めてほしいということをお話してまいりました。市のほうもいろいろと考えておられるというふうに思いますけど、これからが正念場だというふうに思いますので、地域計画もございます。我々も頑張っていかなければならないというふうに感じております。そういうことでございまして、本日の12月総会、よろしくお願ひしたいというふうに思います。お願ひします。

事務局長 ありがとうございます。

それでは、会議のほうを進めてまいります。

本日の欠席委員は2名いらっしゃいます。2番委員、11番委員の2名から通告をいただいております。遅参の方はいらっしゃいません。よって、ただいまの出席委員は19名中17名でございます。定足数に達しておりますので、12月総会が成立しておりますことをご報告いたします。

それでは、真庭市農業委員会会議規則第5条により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は会長よりお願いいたします。

議長 それでは、これより会議に入ります。議事に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付しているとおりでございます。

日程1、議事録署名委員の指名を行います。

本総会の議事録署名委員は、会議規則第35条の規定により、議長において指名させていただくことにご異議ございませんか。

＜「異議なし」の声＞

議長 それでは、議事録署名委員は、17番、 委員、18番、 委員を指名いたします。

日程2、議案第54号、農地法第3条の規定による許可申請書の審議についてを議題といたします。

番号1について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 議長。

議長 はい、事務局。

事務局主事 議案第54号、農地法第3条の規定による許可申請書の審議について。

1ページをお開きください。

本日審議していただく案件は17件でございます。農地法第3条第2項の各号におきましては、申請書によって審議しました結果、全件とも該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

番号1でございますが、落合、市外の譲渡人が、落合の譲受人に、申請農地、田1筆1,242㎡を、贈与により持分2分の1を所有権移転し、現在の持分2分の1と合わせて共有名義から個人名義にする申

請でございます。ご審議方よろしく申し上げます。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、2番委員さんが欠席されておりますので事務局から説明をお願いいたします。

事務局主事 議長。

議 長 はい、事務局。

事務局主事 番号1の案件について説明いたします。

11月28日に譲受人立会いの下、現地確認を行いました。譲渡人とは電話で話をしました。譲受人と譲渡人の母親は養子縁組によって母と娘の関係であり、譲渡人は譲受人の孫に当たります。前所有者からの相続により、譲受人と譲渡人で所有権を2分の1ずつに分割していましたが、このたび譲受人と譲渡人の母親の養子縁組が解消されることに伴い、譲受人1人に所有権を統合する旨の申請であります。譲受人は現在会社役員であり、農作業時間は短いですが、農地の管理を行っております。また、当該農地は相続による所有権を受ける以前となる8年前から近隣農家に作業委託しており、今後もこの状況を継続していくとのことであったため、農地利用についても問題ないと思われます。その他指摘事項はありませんので、ご審議方お願いいたします。

議 長 それでは、番号2について事務局より説明をお願いします。

事務局主事 番号2でございますが、落合の譲渡人が、同じく落合の譲受人に、申請農地、田1筆896㎡を、売買によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしく申し上げます。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、24番推進委員さんから説明をお願いいたします。

24番推進委員 議長。

議 長 はい、24番推進委員。

24番推進委員 それでは、ご報告いたします。

今月、12月7日に現地で両者に来ていただきまして説明を受けました。譲渡人と譲受人はご近所で、譲渡人は前々から別の人に農作業を委託しておられましたが、ここで高齢になり後継者も家にいないので、今作っていた人がもう高齢になりできないということで手放したいと思っていたら近所の譲受人と話がまとまり、権利移転することになったということです。譲受人は現在稲作を1反ほど作っていて、作業する機械もトラクター、田植機、コンバインを所有していて稲作を作るには問題ないと思われます。その他の指摘事項は特にないと思われますので、ご審議方よろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、番号3について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 番号3でございますが、落合の譲渡人が、同じく落合の譲受人に、申請農地、田4筆4,922㎡を、贈与によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしくお願いいたします。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、25番推進委員さんから説明をお願いいたします。

25番推進委員 議長。

議 長 はい、25番推進委員。

25番推進委員 3番でございますが、この件につきまして12月2日に譲受人の父親と譲渡人と現地確認等を行いました。申請内容、こういったところの確認を行いました。所有権移転の理由としては、譲渡人には後継者等がないということで今後の所有農地の維持管理、こういったところを考えている中で、以前から同じ集落内の和牛生産農家である譲受人の父親と相談を行っておりました。今回無償譲渡で息子名義として名義変更を行うということで、権利移転を行うということで話がまとまりまして、譲受人から申請を行っておるという説明を受けております。また、譲受人の耕作状況、こういったところを見ますと、譲受人は団体職員、妻、それから子2人、それから両親の6人家族でございます。両親が和牛繁殖農家、現在は子牛を含めまして45頭の飼育を行っております。譲受人も休日等はこうした作業を手伝っているということです。農地、こうしたところも私有地を含め約2ヘクタールの牧草地、そして大型のトラクター、こうしたところも2台も所有されておりますので、作業等問題はないと思います。今回の申請農地、これにつきましては牧草地、また飼料稲の作付を予定しているというようなお話でありましたので、特に今回の件について問題はないと思いますのでご審議方よろしくお願いいたします。

以上でございます。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、番号4について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 番号4でございますが、久世の譲渡人が、市外の譲受人に、申請農地、畑3筆631㎡を、売買によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしくお願いいたします。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、28番推進委員さんから説明をお願いいたします。

28番推進委員 議長。

議 長 はい、28番推進委員。

28番推進委員 28番です。

番号4について報告いたします。

先月、11月29日、譲受人、譲渡人、不動産会社に電話で確認、1

2月5日、譲渡人と現地を確認いたしました。権利移転する事由の詳細ですが、譲渡人の実家で母親が独り暮らししておりましたが、高齢のため施設に入り現在空き家となっており、譲渡人はほかの地域に住んでおり、このたび土地、宅地、畑3筆、建物を不動産会社に売買を依頼していたところ、譲受人との話がまとまったものです。譲受人の耕作状況などですが、譲受人は現在県外に夫婦、子供1人の3人で住んでおり、所有権移転後は移住し、畑に野菜、一部現在キウイフルーツなど植付けしているところを整備、ミカン、柿を植え付けるとのことでした。農機具については移住後、草刈り機、ミニ耕運機などを購入するということでありました。その他指摘事項は特にありません。ご審議方よろしくお願いします。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、番号5について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 番号5でございますが、落合の譲渡人が、同じく落合の譲受人に、申請農地、田2筆850㎡を、売買によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしくお願いします。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、13番委員さんから説明をお願いいたします。

13番委員 議長。

議 長 はい、13番委員。

13番委員 13番です。

番号5につきまして、去る12月3日に現地確認を行いました。権利移転する事由の詳細ですが、譲受人と譲渡人は同じ集落の近隣同士で、現在譲受人が耕作している農地が三角で耕作不便なことから、割田の農地で譲渡人が長く耕作しておらず草刈り等の管理を行っていた農地と一緒にすれば耕作しやすくなると考えていたところ、今後も農業をする意思がなく農地の処分を考えていた譲渡人との話がまとまり、申請を行うものです。譲受人の耕作状況ですが、譲受人は妻と二人暮らしで、主に譲受人が農業に従事しております。一部作業を委託しているところもありますけれども、トラクター、管理機等を所有しており、農地は全て耕作しており、申請地取得後も問題なく農業に従事すると認められます。その他指摘事項はございません。審議方よろしくお願いします。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、番号6について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 番号6でございますが、落合の譲渡人が、同じく落合の譲受人に、申請農地、田2筆1,777㎡を、売買によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしくお願いします。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、30番推進委員さんから説明をお願いいたします。

30番推進委員 議長。

議 長 はい、30番推進委員。

30番推進委員 それでは、ご説明申し上げます。

6番の案件、29日の日に現地調査をいたしました。この案件は譲渡人と譲受人の間で長年にわたり耕作委託されておった田であります。現在、この地区では圃場整備の話が進んでおりまして、これを機に譲渡人より田を手放したいという話が出まして、譲受人との間で売買が決まったということであります。譲受人の規模でございますけれども、現在7ヘクタール余りの田を耕作しておりまして、この地区における中核的農家であります。今後も期待されておるところであります。その他の指摘事項はございませんので、審議方よろしくお願いします。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、番号7について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 議案の2ページ目をお開きください。

番号7でございますが、落合の譲渡人が、同じく落合の譲受人に、申請農地、田1筆6.13㎡を、贈与によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしく願います。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、5番委員さんから説明をお願いいたします。

5番委員 議長。

議 長 はい、5番委員。

5番委員 5番委員です。

番号7につきまして、12月3日に譲受人及び譲渡人に立会していただきまして現地確認及び調査を行いました。権利移転する事由の詳細ですが、譲受人と譲渡人は親戚関係であります。住居のほうも県道を挟んでおりますが、前後ろと近所同士です。申請の土地の面積のほうは狭小であります。譲受人の自宅の裏にありまして、長年にわたり譲受人の土地と一緒に譲受人が耕作管理をしております。今年、この地域に国土調査が入りまして、申請土地につきまして両方で今後の土地の管理の話をしていたところ、所有権移転の話がまとまったため、譲受人が申請地を取得するものであります。また、譲受人は農地を適正かつ有効に活用いたしまして、家族で農業を営んでおります。農機具もトラクター、田植機、管理機、草刈り機を所有しているところから、この申請農地取得後も今までどおり耕作するものと認められます。特に指摘する事項はありません。

以上、現地確認及び調査の報告をいたします。ご審議方よろしく願
いいたします。

議 長 ありがとうございました。

続きまして、番号8について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 番号8でございますが、久世の譲渡人が、同じく久世の譲受人に、申請
農地、田5筆6, 269㎡を、贈与によります所有権移転の申請でござ
います。ご審議方よろしく願ひいたします。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、12番委員さんから説明を
お願いいたします。

12番委員 議長。

議 長 はい、12番委員。

12番委員 12番です。

11月29日に譲受人と会って話を聞き、現地の確認を行いました。
譲受人と譲渡人は同じ部落の近所の関係です。譲渡人は夫が亡くなっ
てから近所の方に委託して耕作してきましたが、今後農業の後継者も
いないことから農地を引き受けてくれる方を探していたところ、近く
の圃場を所有している譲受人と話がまとまり権利移転を行うものでご
ざいます。譲受人はトラクター、管理機等、農業関連の機械は全て所
有しており、水稻を中心に作付を予定しておりますので今後十分耕作
していくものと思われます。したがって、今回の権利移転については
問題がないと思われますのでご審議方よろしく願ひいたします。

議 長 ありがとうございました。

続きまして、番号9について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 番号9でございますが、市外の譲渡人が、勝山の譲受人に、申請農地、
畑1筆586㎡を、売買によります所有権移転の申請でございます。ご
審議方よろしく願ひします。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、34番推進委員さんから説
明をお願いいたします。

34番推進委員 議長、34番推進委員です。

議 長 はい。

34番推進委員 番号9について報告いたします。

現地確認は11月30日に譲受人としました。譲渡人とは電話で確認
しました。権利移転する事由の詳細ですが、譲受人は今社宅に住まわ
れており、家が欲しいとネットで探しておられました。今回、不動産
の仲介でお互いに話がまとまったため、畑は家の裏にあるんですが、
申請するものです。譲受人の耕作状況ですが、譲受人は市内に勤務さ
れており現在お一人で生活されており、農作業は昔に少しされたよう
です。今後は草刈り機を購入し雑草地をきれいにし、ブドウの栽培を

したいと言われています。必要な農作業に従事すると認められます。
その他の指摘事項ありません。審議方よろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございました。

続きまして、番号 10 について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 番号 10 でございますが、市外の譲渡人が、勝山の譲受人に、申請農地、畑 1 筆 3 1 5 m²を、贈与によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしくお願いいたします。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、同じく 34 番推進委員さんから説明をお願いいたします。

34 番推進委員 議長、34 番です。

議 長 はい。

34 番推進委員 番号 10 について報告いたします。

現地確認は 12 月 1 日に譲受人としました。譲渡人とは電話で 12 月 7 日にしました。権利移転する事由の詳細ですが、譲受人と譲渡人は近所に住まわれていましたが、譲渡人が市外に住まわれるようになり今後は帰ることがないとのこと。今回、譲渡人より譲受人のほうに裏の畑をもらってくれないかとの相談があり、引き取ることにしたため申請するものです。譲受人の耕作状況ですが、農作業は申請人と奥様がされ、農繁期には譲受人も手伝っておられます。現在、耕作はトラクター、管理機を所有されていますので必要な農作業に従事すると認められます。その他指摘事項はありません。審議方よろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございました。

続きまして、番号 11 について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 番号 11 でございますが、市外の譲渡人が、同じく市外の譲受人に、申請農地、田 1 1 筆 1 3, 5 2 3 m²、畑 3 筆 1, 0 4 9 m²を、売買によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしくお願いいたします。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、39 番推進委員さんから説明をお願いいたします。

39 番推進委員 議長。

議 長 はい、39 番推進委員。

39 番推進委員 39 番です。

番号 11 について説明いたします。

譲渡人は親が死亡して相続したのですが、耕作ができないということで長年荒らしてきてまいりました。それで、家とともに耕地を不動産会社を通じて買手を探していましたが、このたび譲受人が移住先として蒜山地区等で土地を探したところ、不動産会社を通じて今の土地を見つけられました。譲受人なんです、今は県南のほうに住んでおる

んですが家庭菜園を2反ぐらいやっており、実家が新見で新見のほうの農業の手伝いをされてたということです。それで、このたび移住して自然的な農法をしたいということで蒜山で土地を探し、この土地を見つけられて売買が成立したものです。農機具等は今は管理機等しか持ってないそうですが、実家が新見なので新見にあるトラクター、田植機等をトラックで運んで自分で耕作して開墾していくということで、現場も確認済みということで、特に問題はないと思いますのでご審議方よろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございました。

続きまして、番号12について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 議案の3ページ目をお開きください。

番号12でございますが、八束の譲渡人が、同じく八束の譲受人に、申請農地、田7筆14, 019㎡、畑8筆5, 828㎡を、贈与によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしくお願いいたします。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、42番推進委員さんから説明をお願いいたします。

42番推進委員 議長。

議 長 はい、42番推進委員。

42番推進委員 42番推進委員です。

12番の件につきまして説明いたします。

譲渡人と譲受人は親子でございます。このたび、もう年なので若い者に全部土地を譲るということで話がまとまったみたいです。息子さんも野菜を作付してますんで、これからは農業を徐々に増やしていくということでこの話がまとまったみたいです。あと、指摘事項はございませんのでご審議方よろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございました。

続きまして、番号13について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 番号13でございますが、八束の譲渡人が、同じく八束の譲受人に、申請農地、畑1筆273㎡を、売買によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしくお願いいたします。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、42番推進委員さんから説明をお願いいたします。

42番推進委員 議長。

議 長 はい、42番推進委員。

42番推進委員 42番です。

これも同じく譲受人は先ほどの息子さんです。実際にされとるのはお父さんがされているみたいなんですけど、譲渡人は何年か前から農業

をやめておられまして、誰か買う土地を探しておられたみたいで、今現時点でお父さんが土地を借りて野菜を作付していたみたいなんですが、これを機に購入の話がまとまったそうです。譲受人は先ほど言いましたように作付は野菜をしておりますので、徐々に増やしていくとのことなので問題はないと思います。指摘事項はございません。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、番号 1 4 について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 番号 1 4 でございますが、川上の譲渡人が、同じく川上の譲受人に、申請農地、田 3 筆 8, 9 1 6 m²を、売買によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、4 4 番推進委員さんから説明をお願いいたします。

4 4 番推進委員 4 4 番推進委員です。

議 長 はい、4 4 番推進委員。

4 4 番推進委員 1 4 番について、1 1 月 3 0 日に譲渡人、譲受人、それぞれ電話で話を伺いました。権利移転する事由の詳細ですが、譲渡人の実家が空き家となっているため、近くの水田と一緒に不動産業者で買手を探していたところ、譲受人が退職後、農業を始めたいと思い、不動産屋で条件に合った家を見つけ、売買の話がまとまり、譲受人が申請地を取得するものです。続きまして、耕作状況ですが、譲受人は退職後新規就農者として移住し、トラクター、3 トントラック、軽トラ、ユンボ、刈り払い機を取得しており、帰農塾にも積極的に参加して白ネギ等の勉強をしており、来年はブドウも習いにいきたいということでした。申請地取得後は必要な農作業に従事すると認められます。その他指摘事項もありません。

以上のとおり耕作状況及び従事日数等、問題ないと思われまますのでよろしくお願ひします。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、番号 1 5 について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 議案の 4 ページ目をお開きください。

番号 1 5 でございますが、市外の譲渡人が、川上の譲受人に、申請農地、畑 3 筆 1, 5 2 2 m²を、売買によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、4 4 番推進委員さんから説明をお願いいたします。

4 4 番推進委員 4 4 番推進委員です。

議 長 はい、4 4 番推進委員。

4 4 番推進委員 番号 1 5 についてです。

譲受人とは11月30日に電話で確認し、譲渡人は12月1日に電話で伺っております。権利移転する事由の詳細ですが、当該地は譲渡人の母が亡くなり相続した農地で、譲渡人は市外に住居があり今後耕作する意思がなく、以前から譲受人が借りて耕作していたので今回売買の話がまとまり、譲受人が申請地を取得するものです。譲受人の耕作状況についてですが、譲受人は退職後農業を始めブルーベリー園を営営しており、当該地も園の一部として利用しているもので、申請農地取得後も継続して農作業に従事するものと思われます。その他指摘事項はありません。耕作状況及び従事日数等問題ないと思われますのでよろしくお願いします。

議 長 ありがとうございました。

 続きまして、番号16について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 番号16でございますが、川上の譲渡人が、同じく川上の譲受人に、申請農地、畑1筆2,108㎡を、売買によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしくお願いします。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、同じく44番推進委員さんから説明をお願いいたします。

44番推進委員 44番推進委員です。

議 長 はい。

44番推進委員 16番についてですが、譲渡人と譲受人は11月30日に電話で確認を行いました。権利移転する事由の詳細ですが、譲渡人と譲受人は近所で、以前から譲受人が借りて耕作していた農地で、譲渡人は今後も耕作する意思はなく、今回売買の話がまとまり譲受人が申請農地を取得するものです。譲受人の耕作状況ですが、さっき述べたとおり退職後農業を始めブルーベリー園を営営しており、当該地もその一部として利用しているもので、申請農地取得後も継続して農作業に従事すると思われます。その他指摘事項はありません。よろしくお願いします。

議 長 ありがとうございました。

 続きまして、番号17について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 番号17でございますが、市外の譲渡人が、川上の譲受人に、申請農地、畑1筆695㎡を、売買によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしくお願いします。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、18番委員さんから説明をお願いいたします。

18番委員 議長。

議 長 はい、18番委員。

18番委員 18番です。

 経緯につきまして、12月1日に申請人立会いの下、現地を確認いた

しました。譲渡人は市外に住んでおり、帰る予定もないことから農地等を処分したく地元の譲受人との間で売買の話がまとまったものであります。譲受人は親と同居しており、勤めをしながら休みには親と一緒に農作業をしており、取得農地もネギを作りたいとのことであり、所有農地も有効に利用されており問題ないと思います。その他指摘事項もありませんので、審議方よろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。

以上をもちまして事務局及び地元委員さんからの説明を終わらせていただきます。

これより質疑に入ります。

質問のある方は挙手でお願いいたします。

質疑はございませんか。

よろしいですか。

<「質疑なし」の声>

議長 これをもって質疑を打ち切ります。

これより議案第54号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」の声>

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第54号、農地法第3条の規定による許可申請書の審議については、原案のとおり可決されました。

続きまして、日程3、議案第55号、農地法第5条の規定による許可申請書の審議についてを議題といたします。

番号1について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主幹 議長。

議長 はい、事務局。

事務局主幹 失礼いたします。議案第55号、農地法第5条の規定による許可申請書の審議について、本日ご審議いただく案件は4件でございます。

5ページをご覧ください。

番号1でございます。

申請人、譲受人（市外）は、培土物資等の製造販売を営んでおり、工場敷地内の資材置場が手狭になってきたことから、工場の隣地である申請農地、畑1筆381㎡を、譲渡人（市外）から譲り受け、材料置場として使用するため、転用申請するものです。申請地の農地区分は、2種農地と判断されます。転用に伴う費用ですが、土地購入■■■■円。資金の内訳として、自己資金■■■■円。添付書類は、被害防除計画書のほか土地利用計画図等造成に関する関係書類が一式添付され

ております。申請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、13番委員さんから説明をお願いいたします。

13番委員 議長。

議長 はい、13番委員。

13番委員 13番です。

番号1につきまして、去る12月3日の日に現場の工場の部長さんと現場確認を行いました。後日、電話で申請人の方と電話で確認しております。転用しようとする事由の詳細ですけれども、譲受人は水稻培土の加工・販売をしている会社で、現在使用している材料置場が手狭になったことから工場の近隣で土地を探していたところ、長年草刈り等の管理のみを行っていた譲渡人の農地があり話をしたところ、譲渡人は市外に住んでいて今後も農業をする意思もないことから話がまとまり、このたびの申請を行うものでございます。申請地の位置ですけれども、[REDACTED]より南に市道を500mほど行ったところになります。周辺の状況ですけれども、東が市道、西が工場ののり面、南が田、北が工場ののり面となっております。周辺農地への影響ですけれども、南側に田がありますが、申請地より2mぐらい下がったところにある何ら問題ないと思われます。その他指摘事項もございません。審議方よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号2から番号4については関連する内容ですので事務局より一括して説明をお願いいたします。

事務局主幹 申請人、譲受人（落合）は、現在所有している墓地の維持管理を有効に行うために、自動車が通行できる参道を確保する必要があるため、まず番号2でございますが、申請農地、畑1筆26㎡を、譲渡人（落合）から譲り受け、墓地への進入路にするため、転用申請するものです。

次に、6ページをお開きください。

番号3、申請農地、畑1筆19㎡を、譲渡人（落合）から譲り受け、墓地への進入路にするため、転用申請するものです。

次に、番号4です。申請農地、畑1筆46㎡を、譲渡人（落合）から譲り受け、墓地への進入路にするため、転用申請するものです。

それぞれの申請地の農地区分は、2種農地と判断されます。転用に伴う費用ですが、番号2は土地購入[REDACTED]円、土地造成[REDACTED]円。資金の内訳として、自己資金が[REDACTED]円です。番号3ですが、土地購入[REDACTED]円、土地造成[REDACTED]円。資金の内訳として、自己資金[REDACTED]円。番号4ですが、土地購入[REDACTED]円、土地造成[REDACTED]円。

資金の内訳として、自己資金[REDACTED]円というふうになっております。添付書類といたしましては、被害防除計画書のほか土地利用計画図等造成に関する関係書類一式が添付されております。番号2、番号3、番号4、いずれも申請地周辺に影響を受ける農地はございません。また、本件土地は埋蔵文化財包蔵地に該当するため、教育委員会への届出をしており、工事実施時には教育委員会職員が立ち会うこととなっております。

以上、ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、30番推進委員さんから説明をお願いいたします。

30番推進委員 議長。

議長 はい、30番推進委員。

30番推進委員 それでは、ご説明いたします。

11月30日に現地に行きまして調査をいたしました。ただいま事務局からご報告いただいたとおり、2番、3番、4番と関連しておりますので一括してご説明したいと思います。右下の地図をご覧くださいんですけども、ここに地番が[REDACTED]、これが譲受人の畑となっております。そして、この下、右下のほうに四角に囲んだ[REDACTED]がありますが、これがお墓となっております。そして、現在この畑地を管理する道路が歩行でしか通れない細い道が1本あるだけで、このお墓に行くにしても、この畑を管理するにしても非常に不便だということで、先ほどお話がありました3筆の土地をそれぞれ2番、3番、4番のこの申請があったところをつないで進入路を造りたい、ということでもあります。進入路の幅は軽トラが通れるぐらいということでもありますので約2mの幅にしたいんだということでもあります。そして、図面上は非常にモザイク的な格好になっておるんですけども、道路から見たときに墓までの高低差が約3mほどあります。ですので、のり面を取った格好になるということでもあります。それで、申請地の位置でありますけれども、申請人の家より西に100mほど行ったところでもあります。そして、周囲の状況でありますけれども、この周囲の畑はただいま休耕中というような状況になっておりまして、草刈り等の管理は譲受人がやっているということでもあります。そういうことで周辺農地への影響というのはまず問題はないと考えられますので、審議方よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

以上をもちまして事務局及び地元委員さんからの説明を終わらせていただきます。

これより質疑に入ります。

質問のある方は挙手でお願いいたします。

質疑はございませんか。

＜「質疑なし」の声＞

議 長 ないようです。

これをもって質疑を打ち切ります。

これより議案第５５号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

＜「異議なし」の声＞

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第５５号、農地法第５条の規定による許可申請書の審議については、原案のとおり可決されました。

続きまして、日程４、議案第５６号、基盤強化法第１９条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局主幹 議長。

議 長 はい、事務局。

事務局主幹 ７ページをお開きください。

議案第５６号、農用地利用集積計画の決定について。

このことにつきまして、別紙のとおり農用地利用集積計画を定めるため、農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定に基づき、その決定について審議に付します。案といたしまして、令和６年１２月１０日付で公告の予定でございます。本日上程されました農用地利用集積計画のうち、利用権設定につきまして全１１９筆でございます。

以上、全件とも農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしていると考えます。お目通しの上、ご審議方よろしくお願いいたします。

以上でございます。

議 長 それでは、お目通しをお願いします。

それでは、これより質疑に入ります。

質問のある方は挙手でお願いいたします。

質疑はございませんか。

＜「質疑なし」の声＞

議 長 ないようです。

これをもって質疑を打ち切ります。

これより議案第５６号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」の声>

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第 5 6 号、基盤強化法第 1 9 条の規定による農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり可決されました。

続きまして、日程 5、議案第 5 7 号、農地中間管理事業法第 1 9 条の 2 の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局主幹 議長。

議 長 はい、事務局。

事務局主幹 1 9 ページをご覧ください。

議案第 5 7 号、農用地利用集積計画の決定について。

本件は一括方式となっており、農地中間管理機構である岡山県農林漁業担い手育成財団が農地の貸手から賃貸借権等の設定を受けて中間管理権を取得すると同時に、受け手に対して転貸による利用権設定を同時に行うものです。案といたしまして、令和 6 年 1 2 月 1 0 日付で公告の予定でございます。内容については、議案書に記載のとおりでございます。田 5 筆が利用権設定されるもので、本件につきましては問題ないものと考えます。お目通しの上、ご審議方よろしくお願いいたします。

以上でございます。

議 長 それでは、お目通しをお願いします。

それでは、これより質疑に入ります。

質問のある方は挙手でお願いいたします。

質疑はございませんか。

<「質疑なし」の声>

議 長 ないようです。

これをもって質疑を打ち切ります。

これより議案第 5 7 号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」の声>

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第 5 7 号、農地中間管理事業法第 1 9 条の 2 の規定による農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり可決されました。

続きまして、日程 6、報告第 2 4 号、農地法第 3 条の規定による許可に係る権利移転の取り止めについて、日程 7、報告第 2 5 号、農地法

第 18 条第 6 項の規定による農地の貸借の合意解約についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局次長 議長。

議 長 はい、事務局。

事務局次長 それでは、報告第 24 号及び報告第 25 号についてご説明いたします。

21 ページをお開きください。

報告第 24 号、農地法第 3 条の規定による許可に係る権利移転の取り止めについては、次の 1 件がございました。添付書類等もそろっておりますので受理いたしました。

続きまして、23 ページをお開きください。

報告第 25 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による農地の貸借の合意解約については、次の 21 件がございました。添付書類もそろっておりますので受理いたしました。

以上で報告案件の説明を終了いたします。ご確認のほどよろしくお願いいたします。

議 長 報告第 24 号、報告第 25 号について、質問、意見等ございましたらお願いいたします。

＜「質疑なし」の声＞

議 長 質問、意見等ないようですので、これらの案件は報告案件でございますのでご了解いただきたいというふうに思います。

以上をもちまして本総会に付議された案件は全て終了いたしました。

(午前 10 時 55 分 閉会)

